

## タブレットPC物損付延長保証サービス規程 (商品修理サービス)

株式会社ワランティマート(以下「当社」という)は、タブレットPC物損付延長保証サービスサービス規程(以下「本規程」という)を定め、当社がタブレットPC物損付延長保証サービス(以下「本サービス」という)の対象とする新品の商品であり、かつタブレットPC物損付延長保証サービス加入者証(以下「加入者証」という)の情報に記録されている商品(以下「本商品」という)につき、第3条に定める本サービス期間中に第2条に定める故障が発生した場合、第6条に定める保証限度額の範囲内で、メーカー保証書に記載されている内容及び本規程の各条項に基づいて無料修理サービスを提供する。なお、本商品がメーカーの出張修理対象商品である場合に限り、出張修理での修理対応を行う。ただし、修理の際に発生する片道(修理依頼時)の送料、修理依頼にかかる梱包費用、出張修理対象外商品の出張料(出張修理対象商品の場合でも、メーカーが遠隔地としている離島及び遠隔地の出張料を含む)および取付工事費は本サービス加入者(以下「加入者」という)が負担するものとする。

### 第1条(加入者証の発行)

当社は、保証料金の受領後、遅滞なく、加入者証を書面もしくは電磁的方法により発行する。

### 第2条(本サービスの対象となる故障)

本サービスは、本商品の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本商品に故障が生じた場合(以下「自然故障」という)および本商品に破損、落下、水濡れ、火災、落雷、雪害、風災等の事故が発生した場合(以下「物損」という)を対象とする。

### 第3条(本サービス期間)

1. 本サービスが効力を有する期間(以下、この期間を「本サービス期間」という)は、本商品の購入日に始まり、加入者証に記載された保証期限に終了する。本サービス期間中、修理回数に制限はない。なお、メーカー保証期間中に初期不良等でメーカーまたは販売店より代替品が提供された場合でも、本サービス期間は変更されないものとする。
2. 自然故障の場合、本サービス期間中であっても、本商品のメーカー保証期間中はメーカー保証対応とする。
3. 物損の場合、本サービス期間中、第6条第3項に定める物損修理累積費用が同条同項に定める物損基本保証限度額または物損保証限度額に達した時点で、本サービスは終了するものとする。
4. 第7条第1項により代替品が提供された場合または第7条第2項により補償金の支払が行われた場合、本サービス期間中であっても、本サービスは終了するものとする。
5. 前2項、または第11条により本サービスが終了する場合、自然故障および物損に対する本サービスは同時に終了するものとする。

### 第4条(報告義務)

1. 加入者は次の場合は、速やかにコールセンターに連絡しなければならない。
  - (1) 本サービス期間終了前に、氏名または連絡先(電話番号・住所・メールアドレス)に変更があった場合。
  - (2) 本商品に対する代替品がメーカーまたは販売店より提供された場合。
2. 前各項に関して連絡が為されない場合、本サービス期間中であっても、本サービスの対象とならない場合があるものとする。

### 第5条(修理サービス依頼)

本サービス期間中に、本商品に第2条に定める故障が生じた場合、加入者はコールセンター(加入者証発行時に案内)に修理を依頼することとする。なお、物損の場合には、当社は加入者に対し故障した本商品の写真の提出を求められるものとし、火災に起因する物損の場合には、当社は加入者に対し罹災証明書(原本)の提出を求めるものとする。

### 第6条(保証限度額)

1. 当社は、加入者証記載の修理上限金額を保証限度額とし、保証限度額の範囲内において本サービスを提供する。
2. 自然故障の場合、加入者証記載の修理上限金額を保証限度額(以下「自然故障保証限度額」という)とする。
3. 物損の場合、加入者証記載の修理上限金額に下表の経年数区分ごとに定めた割合を乗じた金額を、該当する経年数区分における保証限度額(以下「物損基本保証限度額」という)とする。ただし、加入者の物損修理依頼時に物損に対する修理がすでに行われている場合には、物損基本保証限度額から該当する各経年数区分<sup>※</sup>内の累積の物損修理費用(以下「物損修理累積費用」という)を差し引いた金額を保証限度額(以下「物損保証限度額」という)とする。  
※経年数区分とは、本商品の購入日を基準として、「購入日から1年以内」または「購入日から1年超」とする。なお、物損修理累積費用について、該当する経年数区分を超えて累積は行われない。

### 第7条(代替品・補償金)

1. 自然故障の場合には、本サービスによる1回の修理価格が自然故障保証限度額を超過する場合や修理が不可能な場合(メーカーによる部品供給不可等)は、自然故障保証限度額を上限として当社が指定する同機種または、同等品(メーカーを問わないものとする)を代替品として提供することをもって修理に代えるものとする。代替品の提供にあたっては、加入者は当社に対して機種、品名その他の指定を行うことはできないものとする。また、代替品提供の際にかかる脱着費(工事費、材料費および諸経費等を含む)、送料および法令に基づき要求される廃家電処理のために必要な費用等は、加入者の負担とする。
2. 物損の場合には、本サービスによる1回の修理価格が物損基本保証限度額または物損保証限度額を超過する場合や修理が不可能な場合(メーカーによる部品供給不可等)は、当社は本商品を全損と認定する。この場合、修理不能の損失保証として、加入者に対し所定の方法により補償金(以下「補償金」という)が支払われるものとし、当社はこれをもって修理に代えるものとする。なお、補償金額は、第6条第2項に定める物損基本保証限度額または物損保証限度額から免責として2,000円(税抜)を差し引いた金額とし、補償金額が2,000円未満の場合、補償金の支払は行わないものとする。
3. 第1項により代替品の提供がされた場合または第2項により補償金の支払がされた場合、これをもって本サービスは終了するものとする。

### 第8条(本サービスの対象外となる事由)

次の場合は本サービス期間中であっても本サービスの対象とならないものとする。

- (1) 記憶媒体の不良に起因して本商品に記録されたデータが破壊された場合。
- (2) 購入店舗ないし当社以外で修理を依頼された場合。

- (3) 加入者証の情報と連絡先および修理依頼商品に相違がある場合。
- (4) 本商品を譲渡または販売し、所有者および使用者が変更になった場合。
- (5) 本商品の部品交換を伴わない調整および手直し修理（清掃、リカバリー、設定等）の範囲に該当する場合。
- (6) バッテリー等メーカーの定める消耗品の交換である場合。
- (7) 本商品の機能および使用の際に影響の無い損害（外観、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下を含む）である場合。
- (8) 通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当する場合。
- (9) 本商品の付属部品（ケース、ストラップ等を含む）、周辺機器、アクセサリ、ソフトウェア等、本商品以外の商品の故障や相性に起因した故障または損傷である場合。
- (10) 一般家庭用以外（例えば、業務用、車両や船舶への搭載）での使用によって生じた故障、傷、錆、カビ等が生じた場合。
- (11) 直接的、間接的に関わらず、次の事由によって生じた本商品に故障または損傷が生じた場合。
  - ① 管理の不備、増設または改造行為等によって生じた本商品の故障、傷、錆、カビ等。
  - ② 増設機器、周辺機器、ソフトウェアとの相性による動作の不具合。
  - ③ 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）、維持・管理（メーカーが定める定期的清掃等含む）の不備または改造。
  - ④ 虫食い、ねずみ食い、変質・変色・その他類似の事由。
  - ⑤ 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・ガス害・塩害・公害および異常電圧。
  - ⑥ 盗難、置き忘れまたは紛失等、本商品の損害の確認が取れない場合。
  - ⑦ 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
  - ⑧ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）。
- (12) 本商品のメーカーがリコール宣言を行った後、リコールの原因となった部位に故障または損傷が生じた場合。
- (13) 修理のご依頼が、本サービス期間後になされた場合。
- (14) 本商品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼。
- (15) 本商品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または本保証の対象外の原因による故障であることが判明した場合。
- (16) 本サービス以外の保証（商品のメーカー保証、商品の部品毎のメーカー保証等）および保険の制度により保証される場合。
- (17) 差し押さえ、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、損害が火災消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除く。
- (18) 加入者（その法定代理人を含む）または加入者と同一世帯の親族の故意または重大な過失もしくは法令違反によって生じさせた故障、損傷または損害。

**第9条（間接損害）**

- 1. 次の損害等については本サービスの対象とならないものとする。
  - (1) 本商品の故障または損傷に起因して他財物（ソフトウェアを含む）に生じた故障、若しくは損傷等の損害。
  - (2) 本商品の故障または損傷に起因して、本商品、その他の財物が使用出来なかったことによって生じた損害。
  - (3) 本商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡および怪我を含む）。
- 2. 延長保証サービスに関連して当社が負担する損害賠償額の限度額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、商品購入金額を上限とするものとする。

**第10条（遵守義務）**

加入者が本規程の定め違反し、当社の本サービス提供に対し著しい損害を与えたと当社が判断した場合、当該加入者は本サービス期間内であっても本サービスの提供を受けられない場合があるものとする。

**第11条（解約）**

加入者は、本サービスを解約することができる。解約の申出は、コールセンターに連絡のうえ当社所定の手続きによるものとし、当社は、当該加入者に対し、下表に基づき、解約の時期に応じた保証料金の一部返金を行うものとする。<sup>※1</sup>ただし、本商品の売買契約の解除に伴い本サービスも解約する場合は、この限りではない。この場合においては、加入者は、本商品の購入店に連絡することにより、購入店または当社のいずれかが保証料金全額の返金を行うものとする。なお、解約の申出の際すでに修理が行われているもの（修理依頼中のものを含む）については、当該返金は行わない。

**【解約時の返金額】**

解約の時期 <sup>※2</sup>	1年以内	1年超
返金額	2,100円	0円(返金なし)

※1 返金額は、本商品の購入金額（税込）に上記の表の返金率を乗じた金額（円未満切り捨て）から振込手数料を差引いた金額とする。返金は、上記返金額を加入者指定の銀行口座に振込むことにより行うものとする。

※2 解約の時期は本商品の購入日を基準とする。

**第12条（製造物責任）**

当社は本商品のメーカー、販売者、輸入者、加工業者ではなく、販売者の委託を受け加入者に対して本サービス業務を請け負う企業であり、製造物責任法第3条の責に任ずるものではない。

**第13条（見解相違の場合）**

故障及び損害の認定などについて、当社と使用者等の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求める事ができる。

**第14条（その他留意点）**

- 1. 記憶装置を持つ商品（パソコン、HDD/DVDレコーダー等）のデータに関しては、本サービス対象外としデータの管理等は加入者自身の責任において行うものとする。
- 2. 当社は本規程について予告なしに変更する権利を有しているものとし、加入者はそれを予め承諾したものとする。

2014年4月1日改訂